

第25回淡路市子ども・子育て会議 会議録

開催日：令和5年3月6日（月）14：00～16：00

開催場所：津名ふれあいセンター2階 会議室1～4

出席委員：17人 欠席委員：3人

傍聴人：1人

1 開会あいさつ 健康福祉部子育て支援担当部長 細川

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 前回会議を踏まえて

〈委員からの意見〉

○委員

前回保育士の確保について質問したと思う。いろんな方向性ということで説明していただいて、すぐに確保できるとは思っていない。市のほうで対策をとっていただいたら、だんだん確保できるのではないかと思う。今、早急にしなければならないように思うが、今のようなことで、市のほうで全力で取り組んでいただきたい。

(2) 新規保育施設の参入について

(3) 令和5年度 特定教育・保育施設等定員内訳について

●事務局

(2)、(3) について説明

〈委員からの意見〉

○副会長

予定定員と入所見込数で、予定定員のほうが多いということは、入所したいという子ども以上に定員数があるという考えでいいのか。このような現状でなぜ新しい保育園をつくるということを市は認可したのかお聞きしたい。

●事務局

私立園については、職員数を確保の上、定員数まで受け入れが可能だが、公立園につ

いては保育士の確保が難しい状況。定員数を設置しているが、実際受け入れできる数は限られてきてしまう。定員数を見直していく必要がある。未満児の入所希望者が多く、その受け入れのために、この度新しく事業所内保育所を認可した。

○副会長

ここに示されている数字は、実態と合っていないということか。

●事務局

定員数として確保している、実際ここまで受け入れができるかといわれると難しい状況。制度上、定員数があり、それまでの児童の受け入れにしなさいとなっている。

○副会長

淡路市の公立の中で保育士の確保がやはり急募であるということ。定員数を満たせるほどの受け入れができない。325人の差はあるが、昔の90人定員とか子どもがたくさんいた時代のままになっているから、実際は保育士の数が足りないため1,325人ではないという説明だったということか。

●事務局

お見込みのとおり。実際受け入れが可能な定員数まで減らすと、量の見込みを下回る可能性も出てくる。副会長がご説明いただいたとおりである。

○副会長

公式な数字が当てにならないと言われるが、それは大丈夫なのか。

●事務局

実際の状況と解離しているので、令和5年度の子ども子育て会議で定員数の見直しが図れればと考えている。

○副会長

なぜ今まで見直してこなかったのか。

●事務局

一般の方は定員イコールそれまで受け入れできると思われる方がいる。定員下げるイコール受け入れ人数減らすと捉える方がいるので、なかなか定員を減らすということがしづらい状況。この計画がある以上、新規施設が新しく事業始めたいという施設が出てきた場

合、供給量と需要量を比べて、供給量が上回っていると新しい施設が認可できないということが出てくる。副会長がおっしゃられるように昔の定員数が残っているのが現状なので、見直していかないといけないと考えている。

○副会長

新しいものを増やそうと思ったら、古いものを直してからでないというのが一般的な考え方だと思う。ここの数字を直してから新規施設を認可するというのが普通の考え方だと思う。子ども子育て会議を去年も一昨年もやってきたはずなのに、それをずっと見直さずに新しいところが入ってくるのはなんでなんだろうという疑問がどうしても湧いてしまう。公立でも途中入所できますかと問合せがあって保育士の確保ができていないので入れませんとお断りすることがあると思うが、定員が割れているのになんでなんだろうと住んでいる方は絶対思われると思う。保育士の確保、本当に必要と違うのか。認可の定員と利用定員の見直しは公立は関係ないのか。私立は物凄く厳しく言われる。認可定員を見直して、数を減らせばいいだけの話では。

●事務局

認可定員イコール利用定員が理想だが、新こども子育て支援法の制度が始まってから利用定員のほうが少し柔軟に対応できる。認可定員は県のほうで決めているので、1年1年見直すのはなかなかできない。事務上はできるが、運営上は少し難しい。利用定員を増やすのは難しいので減っていくことになる。

○副会長

利用定員は子ども子育て会議で諮れば淡路市で変えられるのでは。この数字と現実と見比べた時に単純に疑問に思う。

○会長

塩田保育園で見ると認可定員は90人、入所児童は34人。90人利用できるけど実際は34人しか入っていない。

90人という定員を今後見直していくべきだろうということなのか。例えば、志筑保育園は認可定員110人で実際の入所児童は95人。

○副会長

志筑保育園は認可定員も利用定員も110人で同じにしている。ずれがあるところがあるということである。

●事務局

塩田保育園で言うと、認可定員 90 人、利用定員は 60 人に下げている。実際 4 月からの入所児童数は 34 人。また見直して減らしていくということを検討しないといけない。

○副会長

現場の声からすると、34 人を見れる保育士は今いるということかと思う。そこから増える増えない地域で違うと思うがプラス何人か入れるように保育士を確保することは難しいのか。

●事務局

公立に限らず、私立も保育士の確保は難しい。認可外の施設もできているので確保は難しい。

○委員

認可定員というのは、施設の大きさに決まっているのかと理解しているが。塩田保育園だったら 90 人が入れる施設だと、90 人だけ保育士がこれだけしかいないから 30 人 40 人しか入れないという理解でよいか。

●事務局

認可定員は保育所を設置したときに県に届け出した定員になる。

○委員

施設の大きさだということなのか。

●事務局

お見込みのとおり。施設の大きさを見ている。保育士の人数は見していない。

○会長

今後、現実的なところに近づける方が県の数字もそうだが、認可の定員数ももう少し現実的に近い数字にしていく方がわかりやすい。保育士をどれだけ確保するのかという割り出しも、90 人は入れるところに 30 人しか入っていないのであれば、入れるのでは、ということにもなるのでは。

○委員

認可定員が 90 だったら、職員の中でこれだけなら可能ですよ、というふうに変えたら分

かと思う。

○副会長

認可定員を動かすのは労力がある。それを動かしてしまうと、逆にもし人数が増えてしまったり、施設規模で考えるので労力プラスなどで難しい。

利用定員は何人利用できるかなど、ある程度、子どもがたくさんいた時代にできた保育園が、今人数がどんどん減っていく中で、その人数に合わせられるような定員数を決めるというのが最近の子育て支援法。その中で淡路市の利用定員が動かせる。動かした中での数が今、示されているのでは。

それが実際合っているのかどうかということと、利用定員が動かせるはずなのになぜ動かしていないのかが疑問だ。

○会長

その中で志筑地区に入れる余裕があるけれど新設を許可するのはどうかということか。

○副会長

志筑地区で余裕があるかと言われれば、自分のところは余裕はないので新設はしてもらったらいと思う。ただ、淡路市の全体の数字を考えたら、疑問を持つ。自分のところ以外のことは難しいと思う。

○会長

東浦地区は子どもが増えている。仮屋で140は入れる。施設上は入れる可能性がある。今116だけど保育士が確保できれば入れる可能性がある。

●事務局

お見込みのとおり。ただ定員数と実際の入所数にかなりの乖離が生じている。公立施設も今後保育士が確保ができれば受入れ人数は増やせるが、そこまで子どもがいるのかといえば、少子化の中で今回の会に諮ることができればよかった。令和5年の会議で公立の利用定員も審議いただければと思う。

○会長

今後の資料の作り方が、行政の資料なので恐らく利用定員が隠れている。

●事務局

会長のご指摘の通り、認可定員というのがわかりにくいと思う。認可定員は過去からあ

る定員になるが今の制度が始まって利用定員というのがあるので。なので、現実に即しているのは利用定員の方がわかりやすいと思う。

○会長

資料を作成するうえで、いろんなことを議論するのであれば、現実的なことがわかると実際、地区でこんなに差があるとか、子どもが増えている東浦地区の必要量がこうじゃないかと議論ができるのでは。ちびっこランドぬくもりは職員の子どもの中心に入るのか。

●事務局

会長のご指摘の通り、従業員の子どもの定員枠があり、地域の方の定員枠もある。それぞれの枠内はそれぞれの方が優先して入れる。どちらかに余裕があれば従業員の方が比較的入所者が少ない状況なので、余裕があれば地域の方を受け入れていただいている。

○委員

認可定員数というのが昔のままなのかと思った。うちに来ている保護者の方も、塩田に行っていたけれど、今年は志筑に変わったという保護者もいた。志筑も東浦もすごく人が増えていると感じる。ぬくもりさんが素晴らしいのは土日・祝日が開いている。休むのは年末年始ぐらいだと思う。そういうことは公立ではできないし、私立もできない。需要があると思っている。仕事をしている方が利用するのはよくわかるし、ぬくもりができてよかったと思う。保育士の確保もできていると書いてあるし信頼している。

○会長

それぞれの特色も一覧にしてみると特色が見えないので、今後の資料も見せ方も工夫が必要で、中身が議論できればいいと思う。今後、統合というか、例えば塩田保育園もいずれはといたらちょっと。

●事務局

定員数だけ大きな数字が残っている。一番大きなところでいえば公立の定員のところになってくる。そこは令和5年に見直しをかけていきたいと考えている。

資料3の認可定員数の塩田、中田、大町保育園でいうと認可定員数90人、90人、80人がある。施設としては90人受け入れ可能だが保育士が確保できないので利用定員が減っているということ。合計すれば260人受け入れ可能だが、保育士が確保できたとしても現実、子どもさんがそこまでいないという地域の実情がある。

そのような数字を含め、次の事業計画などに反映させていきたいと考えている。

○副会長

確認だが、毎回この内訳を確認しているが、この会議の中で受け入れ人数の増減の確認があつて、実際に動くということでもいいのか。

●事務局

お見込みのとおり。

○副会長

毎回この確認があるが、皆さんでチェックをしていただき、市が本当にこの人数が正しいのかどうかなどご意見をいただきたい。

○会長

ある程度地域の保護者の方もいらっしゃるので、人数の検討をするのもありかなと思う。

○委員

認可定員と利用定員の乖離があるからと言って定員を減らすというのは、メリットや説明はつくのか。入りたいときに、保育士の数が足りないから入れないというのは納得するが、例えば定員を90人から40人に減らして、敷地がこんなに広いのに40人しか受け入れられないのかと思ってしまう。働きたい保育士が出てきても採用できない、というような。定員多いままでもいいのでは、と思う。

○副委員長

おっしゃるとおり、認可定員と利用定員の違いがあり、認可定員というのは施設のことで、利用定員とは保育士の数の確保というのではなく、例えば90人の認可定員のなかで40人しか入れなければ、60人とか40人の定員に動かしていいですよ、ということになってくる。

それを多く出してしまっていると、これだけ入れますよねということと言われるので、保育所も困るし保護者もこれだけ入れるはずじゃないか、ということになってしまう。現実が一番近い数に利用定員を、40人を入れる数の保育士を確保しているのに30人としてしまうのは問題があるが、現実に近い数にしておかないと実情を把握できない、利用定員というのはすこし余裕をもって出してもらわないと。ここでのやり取りだけでは、説明も難しい。

○事務局

保育所に入所される際、部屋の広さと保育士の配置を確認している。それを満たしてい

れば定員数を超えても受け入れ可能と国はしているので、90 人のところを 100 人ではだめかと言われれば、受け入れ可能。その際には、先ほどの確認を行ったうえで入所を認めるとなる。定員数を大きいまま、将来子どもが増える見込みがあるなどでこの考え方もいいと思う。

ただ、県においては、施設を運営する中で税金を投入して運営するので定員が大きいまま、残したまま運営するのが正しいのかといわれると、県はそこを現実に即したように見直すように指摘をする。なので、現実にあった定員に変更しないといけない。定員数を減らしたからと言って、それを超える人数、施設自体は変更がないので職員数を満たし、部屋数を満たしたときは入園を認めることができるので、40 人だから 41 人は入園できないかといえばそういうわけではない。書類上の話になってくるが、現実に沿った変更をしていかなければいけないところである。

○委員

現場の実際入れるか入れないかとか、そこで働きたいのに働けなくなるとかではなく県と保育所の関係の手続きの関係で、定員を狭めた方がいいという話なのか。例えば定員を減らしたところに、働きたい保育士さんがたくさんいて、子どもさんがたくさん来たときは受け入れられるということなのか。

●事務局

定員数を設定するのは難しい。委員さんの意見を聞きながら、現実に即した定員に設定できればいいので、ご助言いただければと思う。

○会長

ほかに意見、質問等は。

○委員

認可定員数、利用定員数というのは分かったが、書類上、認可定員数と利用定員数、今は保育士がこれだけなので、これだけ入れますよという定員を載せることはできないのか。

●事務局

公立園は 10 園運営しているが、職員の異動があるので、現段階で受け入れ可能な人数を示すことは難しい。職員の異動で増減があり、受け入れ人数が変動する。

○副会長

保育士が一人当たり何人の子どもを見れるかというのがあり、0 歳児は 3 対 1、1 歳児が

6対1だったりする。保育士1人確保できた、となったとき0歳児だったら3人入れるけど、2歳児だったら6人は入れるようになってきたら、その1人をどこに配置するかで全然変わってしまう。保育士の数だけを見ても利用定員というのはものすごく実は難しい。うちも四苦八苦している。公立はもっと難しいと思う。多分それだけでは、人数は出せないというのが現実だと思う。

○委員

この資料を見るだけで保護者が分かるようにしないと、待機児童がいるのか余裕があるのかは判断できない。

○副委員長

今、数字だけ見たら完全定員割れしているので受け入れられますよね、という数字に見えてしまう。300人定員余っているわけだから、それはどうか。保育士の確保足りているかのように見えると思う。専門的な話になってしまい申し訳ない。

○会長

中身は、議論するには資料として分かりにくい、といったところなのか。行政資料なので補足の資料が必要なかもしれないが。今後、合併、閉園するところがあるわけで、何年か先に見直していかなければならないと思う。今後、資料としては保護者も我々も中が見えるような形の方が議論しやすいのではないか。次の資料の説明を。

4 その他

令和5年度 子育て支援関連事業について

●事務局

事業について説明

○会長

かなり子育て支援が充実した印象だが、何か質問等は。子ども計画の予算は、どこの枠組みなのか。例えば、保健師・助産師の訪問を受けたら5万円とか、健康増進課から出ているなど。

●事務局

この資料で子ども子育て計画に沿ったものは、「子育て世代包括支援センターおむすび」が、計画に載っている利用者支援事業である。また、子育て学習センターについても地域

子育て支援拠点事業として掲載している。その他の事業についても、国補助金を受けていたり、市の単独事業として行っているものがある。

○会長

例えば出産応援給付金は、助産師等の面談を受ける場合の交通費も入るんですか。この5万円の中に含む、ということなのか。

●事務局

出産応援給付金と、子育て応援給付金については国の補助金で、出産応援ということで妊娠届を出しに来られ、保健師、助産師との面談を受けた方に5万円を支給する。何に対してというのではなく、出産に向けて5万円、同じく生まれて赤ちゃん訪問させていただき面談を受けた養育者の方に5万円を支給させていただく制度である。

○会長

ほかに何か聞いてみたい方は。

○委員

新しく子育て支援訪問支援事業をされるということだが、どういう基準で、どんな感じで実施するのか。どんな家庭が対象なのか。

●事務局

家庭児童相談室が関わっていて、支援が必要かどうかをケース会議で諮り、支援が必要と認められた家庭を想定している。

○委員

ケース会議で検討した家庭が対象ということか。

●事務局

お見込みのとおり。

○委員

年間何人とかではなく、随時、検討するのか。

●事務局

お見込みのとおり。

○会長

今、新しいものと出ているが全体像というか、例えば子育てで虐待リスクの高い人たちはこういうケース会議をもってこうなるんだ、といった子育て支援政策の全体像みたいなものがあるのか。淡路市の子育て支援施策の全体像みたいなのが見えづらいと思う。

子ども家庭庁ができて、縦割りが一緒になった感覚があるが、その全体像、政策。これを見ると生まれてから、高校生までフォローしますよと見るが、全体像は。

○副会長

子育てハンドブックになるもの、という意味では。子ども子育て政策みたいな冊子、一覧、事業計画みたいなもののことか。

○会長

お母さんたちが淡路市に転入してきたときに、淡路市にこういう制度があると。これを見たらわかるが。

●事務局

ハンドブックに全て掲載している。

○会長

それぞれになっている。これを一目で分かりやすいのがいいと思うが。

●事務局

一枚で収まるようにさせていただいたが、すべてを載せるのは難しい。一部抜粋で今回は作成させていただいた。

○副会長

これがいいかどうかは別として、こういう形のものが、これから子育てされる方の目に留まるようなものでいいということか。どう思うか。

○委員

私は不妊治療で生んでいるけれど、不妊治療が健康保険適用されたといっても、今凍結している受精卵の更新費用には健康保険適用されない。私の場合は年間6万6千円かかっている。知人も更新費用が負担になるから、受精卵廃棄して2人目以降はあきらめたりとか、ほかにも2人目でできて3人目、4人目の残っている受精卵は全部破棄したという話も聞いている。市内で体外受精をしている病院はない、三ノ宮まで通っていましたの

で、交通費だけでもすごくかかっていた。凍結費用には適用されないということで、負担は変わらず残っているので、生まれてからも手厚くしていただいているのはありがたいが生まれる前の支援も充実していただけるとありがたい。

○会長

収まりきらないと思う。子育てだけではないから。

○委員

私は、これはこれで分かりやすくいいと思う。少し話は違うが、自然分娩よりも不妊治療をされた方が多い。卵子を凍結するのにクリニックによって、2万円、6万円と費用が違う。今年から費用が上がるからどうしようと悩んでいる方もいる。不妊治療に行かれる方にも交通費助成はできないのか、と思う。

不妊治療をしている人を市で調べることはできないのか。最近、そういった話を聞くことが多い。

○会長

これは、新しいものがはじまりますよ、というものでいいと思う。淡路市に来てまず、妊娠前、妊娠と体系的にわかるものがあるといいと思う。その中で、不妊の問題もあると思うのでこういうフォローがありますよと。恐らく県の方の事業なのか。

○委員

県から補助金20万と市から10万円いただいている。

●事務局

委員がおっしゃったように不妊治療は県の事業で、県の補助を受けて市の方で補完する形でさせてもらっている。基本的には保険適用外のものを対象となっている。

ご意見としてお伺いするが、新規の補助はすぐにご回答はできないのでご理解いただきたい。不妊治療の助成についてもハンドブックに載せている。

○会長

今すぐの回答は難しいということだが、今後のニーズがあるというのであれば検討していてもいいと、国レベル、県レベルの話なのか。

●事務局

国からそういった補助メニューがあつて、兵庫県は不妊治療や不育症、ペア検査などが

あつて、市町が県の補助を受けた助成制度がある。それとは別に、県で治療に対する助成があつたが、保険適用ということで制度が終わるということを聞いている。

ただ、本日こういったご意見がありましたので、交通費の方などは検討課題かと、貴重なご意見をいただいたと思う。

○会長

ほかにはどうか。それに伴つてこれも少し見直しをしなければいけない、新しい制度もできるので。制度がいろいろあつても活用しなければ意味がないし、乗れない保護者、子どもたちもいるのでそのあたりも含めて、今後の子育て会議では充実していければいいかなと思つている。

5 その他

令和5年度淡路市子ども・子育て会議について

次回第26回子ども・子育て会議の開催については、令和5年秋ごろ開催予定。

6 閉会あいさつ 三浦副会長

以 上